

ぎんプラNEWS

令和3年の税制改正速報

住宅ローン控除の特例について延長されます

新築の場合：令和3年9月末まで
それ以外：令和3年11月末まで } に契約して、令和4年12月末までに入居した場合(1)



	税額控除額
10年目まで	年末住宅ローン残高×1%
11年目以降	年末住宅ローン残高×1% 建物価格×2%÷3 の内、低い金額



(1)受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積要件の下限が50㎡から40㎡になります

住宅を取得するための資金の贈与について、非課税枠が据え置かれます

直系尊属から令和3年4月～12月末までに住宅取得等資金の贈与を受けた場合(1)

	良質な住宅用家屋(2)	左記以外の住宅用家屋
消費税率10%	1,500万円	1,000万円
上記以外(3)	1,000万円	500万円



- (1)受贈者の合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積要件の下限が50㎡から40㎡になります
(2)耐震、省エネ、バリアフリーの何れかの性能を満たすものを指します
(3)消費税の課されない個人間の売買が含まれます

住宅ローン控除の仕組みは見直しされることが明示されています

住宅ローン控除の控除率が借入金の利率を上回るケースが多いと指摘があり、令和4年度の税制改正において控除額や控除率が見直される方針が明示されています。

わたしの
視点

西村税理士



居住用物件をお探しの方！

- ・投資目的ではない方(合計所得金額1,000万円以下の方)
 - ・ご夫婦のみの世帯の方(床面積40㎡の要件に合う方)
- 詳しいことは、私たちにご相談下さい！

コロナには感染なさらぬ様、十二分に自衛して下さい。



ぎんざ相続プラザ
Ginza Souzoku Plaza

0120-11-3539

(イイソウツク)

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-14 銀座イーストビル5階 ぎんざ相続プラザ
(運営会社) 株式会社 BAMC associates 税理士法人 BAMC
TEL: 03-3541-2242 FAX: 03-3541-2243

URL: <https://www.ginpla.jp>

